博多港港湾計画書

－　改　訂　－

平成 28 年 3 月

博多港港湾管理者

福岡市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

・平成１３年　５月　第２０回博多港地方港湾審議会

・平成１３年　７月　交通政策審議会第１回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

・平成１５年　６月　第２１回博多港地方港湾審議会

・平成１５年　７月　交通政策審議会第７回港湾分科会

・平成１７年１０月　第２２回博多港地方港湾審議会

・平成１７年１１月　交通政策審議会第１６回港湾分科会

・平成２０年　６月　第２３回博多港地方港湾審議会

・平成２２年　２月　第２４回博多港地方港湾審議会

・平成２２年　３月　交通政策審議会第３７回港湾分科会

・平成２３年　８月　第２５回博多港地方港湾審議会

・平成２５年　１月　第２６回博多港地方港湾審議会

・平成２５年　５月　第２７回博多港地方港湾審議会

・平成２５年　６月　交通政策審議会第５２回港湾分科会

・平成２５年１１月　第２８回博多港地方港湾審議会

・平成２５年１２月　交通政策審議会第５４回港湾分科会

・平成２６年　７月　第２９回博多港地方港湾審議会

の議を経た博多港の港湾計画を改訂するものである。

目　次

Ⅰ　港湾計画の方針 1
Ⅱ　港湾の能力 5
Ⅲ　港湾施設の規模及び配置 6
　1　公共埠頭計画 6
　2　フェリー及び旅客船埠頭計画 １０
　3　木材取扱施設計画 １１
　4　専用埠頭計画 １２
　5　水域施設計画 １３
　6　外郭施設計画 １５
　7　臨港交通施設計画 １６
Ⅳ　港湾の環境の整備及び保全 １８
　1　自然的環境を整備又は保全する区域 １８
　2　廃棄物処理計画 １８
　3　港湾環境整備施設計画 １９
Ⅴ　土地造成及び土地利用計画 ２０
　1　土地造成計画 ２０
　2　土地利用計画 ２１
Ⅵ　港湾の効率的な運営に関する事項 ２２
　1　効率的な運営を特に促進する区域 ２２
　2　臨海部物流拠点の形成を図る区域 ２３
Ⅶ　その他重要事項 ２４
　1　国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設 ２４
　2　大規模地震対策施設計画 ２６
　3　港湾施設の利用 ２７
　4　利用形態の見直しを検討する区域 ２７

Ⅰ　港湾計画の方針

（１）博多港の沿革・要請

博多港は、九州の北部に位置し、「那の津」で知られるように、古くから我が国と大陸との交流の窓口として栄えた。明治３２年に開港して以降、商港として着実に発展し、昭和２６年には重要港湾に指定され、近代港湾への整備が本格化した。その後、周辺都市の経済成長とともに港勢を拡大し、平成２年には特定重要港湾に、平成２３年には国際拠点港湾に指定され、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える港として、重要な役割を果たしている。

我が国は、今後、加速度的に進む人口減少に直面し、国内消費や経済の低迷が懸念されていることから、地方創生により、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって日本経済が成長することが必要とされている。

一方、世界のモノ・ヒトの流れにおいては、成長著しい東アジア、東南アジアの占める割合が高まりつつあり、今後、貿易自由化の進展やクルーズ市場の急成長が予想されることから、アジア最前線の港、博多港の役割は、ますます重要になってくる。

このため、港湾機能の強化や高効率な港湾運営を図るとともに、博多港の地理的優位性を活かしたサービスを展開することで、アジアの成長と活力を取り込み、日本の経済成長を牽引していくことが必要である。あわせて、厳しい財政状況や今後増大する老朽化施設への対応等を勘案し、既存施設を最大限に活用した戦略的なアセットマネジメントの展開、並びに大規模地震災害時における港湾機能の維持、及び速やかな復旧が求められる。

また、都心に近く、国内外から多くの来訪者が集まる中央ふ頭・博多ふ頭からなるウォーターフロントについては、福岡市の新たな拠点として、市民も気軽に楽しめる海辺空間の確保や賑わいの創出が求められており、人流機能と物流機能の調和を図りながら再整備

に取り組むことが必要である。

さらに、市民のくらしや価値観が多様化する中、自然環境とふれあう場の創造や、港を感じ、憩いや楽しみを提供する魅力ある空間の創出が必要であるとともに、地球温暖化対策として、低炭素型物流を促進していく必要がある。

（２）港湾計画の方針

博多港は、活力と存在感に満ちた「日本の対アジア拠点港」として、平成 30 年代後半を目標に、以下の「物流」「人流」「環境」の３つの方針に基づき、次のステージに向けたみなとづくりを進め、福岡ひいては我が国の持続的な発展に貢献する。

○（物流）都市の成長を牽引するみなとづくり

市民生活や経済活動を支える港湾物流の安定的かつ効率的な活動を促進するため、物流の拡大や海運動向等に対応した港湾機能の強化や港の機能再編に取り組み、利用者から選ばれる使いやすいみなとをめざし、都市の持続的な成長に繋げていく。

○（人流）交流を促進し親しまれるみなとづくり

日本一を誇る国際旅客港として、定期旅客船の機能充実やクルーズ船の受入環境強化を図るとともに、貴重な水辺を活かした賑わい空間の創出、良好な景観の形成を図ることで、来訪者の増加による交流を促進し、市民にも親しまれる魅力的な海の玄関口づくりを進める。

○（環境）環境を守り・育てるみなとづくり

人と自然との共生をめざし、自然豊かなエコパークゾーンを中心に、市民との共働による環境の保全と創造の取組みを促進するとともに、水底質の改善や身近に自然と触れ合える場の形成などを図る。また、環境配慮型荷役機械の導入など低炭素型物流を促進していく。

（３）港湾空間のゾーニング

以上の物流、人流、環境の方針に基づき、長期的視点にたって、アイランドシティ地区、香椎パークポート地区、箱崎ふ頭地区、東浜ふ頭地区は引き続き物流中心に利用し、中央ふ頭地区、博多ふ頭地区、須崎ふ頭地区、荒津地区は、人流・賑わい中心に大きく利用を転換することを目指す。

その第一歩として，平成 30 年代後半を目標とする今回の改訂は、港湾の陸域と水域を以下のように利用する。

＜物流関連ゾーン＞

○アイランドシティ地区西側のみなとづくりを進めるエリア及び香椎パークポート地区は、外内貿コンテナや完成自動車などの貨物を取扱うとともに、環境配慮型荷役機械や物流 IT システム等の最先端の技術を積極的に導入するなど、先進的な国際物流エリアとする。

○箱崎ふ頭地区は、ＲＯＲＯ貨物や在来（ばら）貨物など多様な物流機能が集積する総合物流エリアとする。また、安定的な浚渫土砂等の受入先として海面処分用地を計画し、長期的には、港湾機能再編のための用地としての活用も検討する。

○東浜ふ頭地区は、産業資材やエネルギー関連などの貨物を取扱うエリアとする。また、都心部に隣接することから、景観の改善を図る。

○須崎ふ頭地区は、穀物や鋼材などの貨物を取扱うエリアとする。なお、長期的には、天神の北側エリアの開発動向等に応じ、ふ頭基部から、賑わいの創出に向けた、土地利用の転換を図っていく。

＜エネルギーゾーン＞

○荒津地区及び西戸崎地区は、石油類の貨物を取扱うエリアとする。また、石油業界の再編や立地企業の動向などを注視しながら、利用形態の見直しを検討していく。

＜交流拠点ゾーン＞

○中央ふ頭地区及び博多ふ頭地区は、都心部に位置する貴重な水辺空間という特性を活かし、福岡・九州の海の玄関口として、人流・賑わい機能の充実・強化やMICE機能の集積などを図りながら、国内外との交流の拠点としての役割を担うエリアとする。

＜都市機能ゾーン＞

○アイランドシティ地区東側のまちづくりを進めるエリアは、快適な都市空間を形成するとともに、健康・医療・福祉分野などの新しい産業等が集積するエリアとする。

＜エコパークゾーン＞

○アイランドシティ地区周辺の海域･海岸域(エコパークゾーン)は、生きものの生息環境に配慮した水辺空間の整備など、自然環境を保全・創造するエリアとする。

＜海洋レクリエーションゾーン＞

○小戸地区などは、豊かな自然環境の保全に努め、市民がレクリエーションなどを楽しめるエリアとする。

○その他の海域は、市民が海や自然と触れ合い楽しめる場、水産活動の場とする。

Ⅱ　港湾の能力

目標年次（平成３０年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

<table>
<tr><td rowspan="3">取扱貨物量</td><td>外　　貿
（うち外貿コンテナ）</td><td>２，９００万トン
（２，２４０万トン[１２７万ＴＥＵ]）</td></tr>
<tr><td>内　　貿
（うち内貿コンテナ）
（うちフェリー）</td><td>１，５９０万トン
（１４０万トン[９万ＴＥＵ]）
（２００万トン）</td></tr>
<tr><td>合　　計
（うちコンテナ）</td><td>４，４９０万トン
（２，３８０万トン[１３６万ＴＥＵ]）</td></tr>
<tr><td colspan="2">船舶乗降旅客数等
（うち外航旅客数）</td><td>３８５万人（２７５万人）</td></tr>
</table>

Ⅲ　港湾施設の規模及び配置

１　公共埠頭計画

１－１　アイランドシティ地区

（１）外内貿コンテナ埠頭計画

外内貿コンテナ貨物需要に適切に対応するため、外内貿コンテナ埠頭を既定計画どおりとする。

水深１５ｍ　　岸壁２バース　延長７００ｍ（コンテナ船用）
［既定計画］IC-D、IC-C2
（うち１バース既設）

水深１４ｍ　　岸壁１バース　延長３３０ｍ（コンテナ船用）
［既設］IC-C1

埠頭用地　　５１ｈａ（うち２２ｈａ工事中）

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

（２）外貿埠頭計画

各ふ頭に分散する機能を集約し、完成自動車等の外貿貨物を取扱うため、外貿埠頭を次のとおり計画する。

水深１２ｍ　　岸壁２バース　延長５２０ｍ
［既設の変更計画］IC2、IC3

埠頭用地　　１５ｈａ（既設）

既設

水深１１ｍ　　岸壁１バース　延長１９０ｍ

水深７．５ｍ　岸壁３バース　延長３９０ｍ

１－２　香椎パークポート地区

（１）外内貿コンテナ埠頭計画

外内貿コンテナ貨物需要に適切に対応するため、外内貿コンテナ埠頭を次のとおり計画する。

水深１３ｍ　　岸壁２バース　延長６００ｍ（コンテナ船用）
［既設］PP1、PP2

埠頭用地　　２９ｈａ（うち２１ｈａ既設）

（既設
水深１３ｍ　　岸壁２バース　延長６００ｍ
埠頭用地　　２１ｈａ）

１－３　箱崎ふ頭地区

（１）外貿ユニットロード埠頭計画

外貿ＲＯＲＯ船の海運動向等を踏まえ、外貿ユニットロード埠頭を次のとおり計画する。

水深１０ｍ　　岸壁１バース　延長２４０ｍ

［既設の変更計画］Hz6

ふ頭用地　　８ｈａ（既設）

（２）内貿ユニットロード埠頭計画

内貿ＲＯＲＯ船の海運動向等を踏まえ、内貿ユニットロード埠頭を次のとおり計画する。

水深　９ｍ　　岸壁１バース　延長２２０ｍ

［既設の変更計画］Hz7

ふ頭用地　　８ｈａ（既設）（再掲）

（既設
水深７．５ｍ　岸壁２バース　延長４６０ｍ）

（３）外貿埠頭計画

金属くず、再利用資材等の外貿貨物を取扱うため、外貿埠頭を次のとおり計画する。

水深７．５ｍ　　岸壁２バース　延長２６０ｍ

［新規計画］Hz12、Hz13

１－４　須崎ふ頭地区

既定計画どおりとする。

（既定計画
　水深５．５ｍ　岸壁１バース　延長３６０ｍ　Su16）

２　フェリー及び旅客船埠頭計画

２－１　中央ふ頭地区

フェリー貨物需要の増大やフェリーの大型化、またクルーズ需要の増大や旅客船の大型化等に対応するため、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

水深９ｍ　　岸壁１バース　延長３４０ｍ
［新規計画］Ch4

水深７．５ｍ　岸壁１バース　延長２２０ｍ
［既設の変更計画］Ch5

水深１２ｍ　　岸壁１バース　延長４５０ｍ
［既定計画の変更計画］Ch3

水深１０ｍ　　岸壁１バース　延長３７０ｍ
［既設の変更計画］Ch2

埠頭用地　１６ｈａ

（既定計画
水深１０ｍ　　岸壁１バース　延長２５０ｍ
水深１０ｍ　　岸壁１バース　延長３４０ｍ
水深９ｍ　　岸壁１バース　延長２２０ｍ　（既設）
水深７．５ｍ　岸壁２バース　延長３８０ｍ
水深７．５ｍ　岸壁３バース　延長３９０ｍ　（既設）
埠頭用地　７ｈａ）

３　木材取扱施設計画

３－１　箱崎ふ頭地区

当該地区の機能転換及び海面処分用地の計画に伴い、次の施設を廃止する。

既設

水深１０ｍ	岸壁１バース	延長１７０ｍ
水深１０ｍ	岸壁１バース	延長１８５ｍ
水深１０ｍ	ドルフィン	１バース
水深２ｍ	物揚場	延長３００ｍ
水面整理場	９ｈａ	
水面貯木場	７ｈａ	

４　専用埠頭計画

４－１　西戸崎地区

立地企業の撤退に伴い、次の施設を廃止する。

（既設
　水深６ｍ　ドルフィン１バース
　水深５ｍ　ドルフィン１バース）

５　水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応するため、航路、航路・泊地及び泊地を次のとおり計画する。

５－１　航路

中央航路

水深１２～１５ｍ　幅員３７０～４３０ｍ

［既定計画の変更計画］

東航路

水深１５ｍ　　幅員４３０ｍ　　［既定計画］

（既定計画

中央航路　水深１２～１５ｍ　幅員３００～４３０ｍ

東航路　　水深１５ｍ　　幅員４３０ｍ）

５－２　航路・泊地

アイランドシティ地区

水深１２ｍ　　面積１９ｈａ　　［新規計画］

箱崎ふ頭地区

水深１２ｍ　　面積１５ｈａ　　［新規計画］

水深７．５ｍ　面積　９ｈａ　　［新規計画］

中央ふ頭地区

水深１２ｍ　　面積　１ｈａ　　［新規計画］

水深９ｍ　　面積　９ｈａ　　［新規計画］

須崎ふ頭地区

水深１２ｍ　　面積１３ｈａ　　［新規計画］

５－３　泊地

アイランドシティ地区

水深１５ｍ	面積	２ｈａ	［既定計画］
水深１２ｍ	面積	３ｈａ	［新規計画］

箱崎ふ頭地区

水深１０ｍ	面積	４ｈａ	［新規計画］
水深９ｍ	面積	３ｈａ	［新規計画］
水深７．５ｍ	面積	１ｈａ	［新規計画］

中央ふ頭地区

水深１２ｍ	面積	４ｈａ	［新規計画］
水深９ｍ	面積	２ｈａ	［新規計画］

６　外郭施設計画

港内の静穏度及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

６－１　防波堤

航路計画及び海面処分用地の計画に伴い、次の防波堤を廃止する。

北防波堤　　延長８００ｍ
東防波堤　　延長２６３ｍ
箱崎防波堤　延長２７５ｍ
防波堤　　延長５０１ｍ

（既設
北防波堤　　延長８００ｍ
東防波堤　　延長２，５０５ｍ
箱崎防波堤　延長２７５ｍ
防波堤　　延長５０１ｍ）

7　臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、埠頭の再編などによる交通需要の変化に対応するため、次のとおり計画する。

7－1　道路

臨港道路　アイランドシティ２号線　　［既定計画の変更計画］
　　起点　臨港道路アイランドシティ１号線
　　終点　臨港道路アイランドシティ１号線　４車線

臨港道路　香椎パークポート２号線　　［既定計画の変更計画］
　　起点　香椎パークポート
　　終点　臨港道路香椎パークポート１号線　４車線

臨港道路　箱崎ふ頭Ｂ‐４号線　　［既設］
　　起点　臨港道路箱Ａ－８号線
　　終点　臨港道路箱Ａ－２号線　　４車線

臨港道路　箱崎ふ頭Ｂ‐５号線　　［既設］
　　起点　臨港道路箱Ａ－８号線
　　終点　臨港道路箱Ａ－２号線　　４車線

臨港道路　中央ふ頭２号線　　［既定計画の変更計画］
　　起点　中央ふ頭
　　終点　臨港道路須崎・東浜線　　４車線

臨港道路　アイランドシティ３号線　　［既定計画］
　　起点　臨港道路アイランドシティ１号線
　　終点　都市計画道路都市高速道路１号線　４車線

臨港道路　中央ふ頭１号線　　［既定計画］
　　起点　中央ふ頭
　　終点　臨港道路須崎・東浜線　　４車線

臨港道路　須崎ふ頭１号線　　［既定計画］
　　起点　須崎ふ頭
　　終点　臨港道路那Ａ－４号線　　４車線

臨港道路　須崎ふ頭２号線　［既定計画］

起点　須崎ふ頭

終点　都市計画道路長浜臨港線　４車線

臨港道路　荒津・須崎線　［既定計画］

起点　荒津地区

終点　須崎ふ頭　４車線

Ⅳ　港湾の環境の整備及び保全

１　自然的環境を整備又は保全する区域

（１）自然的環境を整備又は保全する区域

アイランドシティ地区背後の静穏な海域は、エコパークゾーンとして位置付け、人と自然が共生する良好な港湾の環境を形成する。

［既定計画］

（２）良好な景観を形成

市民に親しまれるとともに、来訪者に憩いや楽しみを提供する美しく清潔感のある港とするため、博多港全体で、良好な景観形成に取り組む。特に、中央ふ頭・博多ふ頭からなるウォーターフロント地区を中心に、海の玄関口にふさわしい景観づくりを進める。

なお、既に、取組みを進めているアイランドシティ地区及び香椎パークポート地区においては、引き続き、良好な景観形成を図る。

［新規計画］

２　廃棄物処理計画

港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂等５３０万m^3を処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

箱崎ふ頭地区

海面処分用地　５７ｈａ　［新規計画］

３　港湾環境整備施設計画

地区の特性に応じた良好な港湾環境の形成を図るため、緑地を次のとおり計画する。

アイランドシティ地区

緑地　２５ｈａ（うち２０ｈａ工事中）

［既定計画の変更計画］

（既定計画
　アイランドシティ地区　緑地　３５ｈａ）

香椎パークポート地区　緑地　１３ｈａ　［既定計画の変更計画］

（既定計画
　香椎パークポート地区　緑地　　２ｈａ
既設
　香椎パークポート地区　緑地　１２ｈａ）

中央ふ頭地区　緑地　３ｈａ　［既定計画の変更計画］

（既定計画
　中央ふ頭地区　緑地　１ｈａ
既設
　中央ふ頭地区　緑地　２ｈａ）

また、以下の緑地を削除する。

（既設
　箱崎ふ頭地区　緑地　２ｈａ）

Ⅴ　土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画を次のとおり計画する。

１　土地造成計画

（単位：ｈａ）

用途／地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
箱崎ふ頭地区	(8) 8								(57) 57	(65) 65
中央ふ頭～博多ふ頭地区	(7) 7	(5) 5				(1) 1		(1) 1		(13) 13
須崎ふ頭地区	(1) 1	(3) 3				(1) 1				(5) 5
合計	(15) 15	(8) 8				(2) 2		(1) 1	(57) 57	(82) 82

注１）（）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。
注２）端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

２　土地利用計画

（単位：ｈａ）

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
アイランドシティ地区	(72) 72	(109) 109			 149	(25) 25		(25) 47		(231) 403
香椎パークポート地区	(42) 42	(44) 44				(11) 11		(42) 42		(139) 139
箱崎ふ頭地区	(34) 34	(115) 115		(91) 91	 12	(20) 20		(1) 1	(57) 57	(317) 329
東浜ふ頭地区	(13) 13	(29) 29		(25) 25		(9) 9				(77) 77
中央ふ頭～博多ふ頭地区	(19) 19	(21) 21	(14) 14			(12) 12		(3) 3		(70) 70
須崎ふ頭地区	(10) 10	(64) 64				(12) 12				(86) 86
荒津地区				(5) 5		(1) 1	(28) 28			(33) 33
福浜地区	(1) 1							(1) 1		(3) 3
シーサイドももち地区								(9) 9		(9) 9
西福岡マリナタウン地区	(3) 3	(3) 3						(3) 3		(9) 9
小戸地区			(7) 7							(7) 7
小戸ヨットハーバー地区			(4) 4					(1) 1		(5) 5
能古地区	(1) 1	(1) 1				(1) 1		(1) 1		(1) 1
合計	(194) 194	(385) 385	(26) 26	(121) 121	 161	(90) 90	(28) 28	(87) 109	(57) 57	(987) 1,170

注１）（）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注２）端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

Ⅵ　港湾の効率的な運営に関する事項

１　効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船等により輸送される貨物を取扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する（法第４３条の１１第６項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む)。

アイランドシティ地区

水深１５ｍ　岸壁２バース　延長７００ｍ（コンテナ船用）

［既定計画］IC-D、IC-C2（うち３５０ｍ既設）

水深１４ｍ　岸壁１バース　延長３３０ｍ（コンテナ船用）

［既設］IC-C1

埠頭用地　５１ｈａ（荷捌施設用地及び保管施設用地）

（うち２２ｈａ工事中）［既設］

香椎パークポート地区

水深１３ｍ　岸壁２バース　延長６００ｍ（コンテナ船用）

［既設］PP1、PP2

埠頭用地　２１ｈａ（荷捌施設用地及び保管施設用地）

［既設］

箱崎ふ頭地区

水深１０ｍ　岸壁１バース　延長２４０ｍ　［新規計画]Hz6

水深９ｍ　岸壁１バース　延長２２０ｍ　［新規計画]Hz7

埠頭用地　８ｈａ（荷捌施設用地及び保管施設用地）［既設］

２　臨海部物流拠点の形成を図る区域

産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において、臨海部物流拠点の形成を図るよう措置することを計画する。

アイランドシティ地区

国際海上コンテナ貨物等に係る貨物の輸送、保管、荷さばき等に係る業務を行う施設を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域をアイランドシティ地区に配置する。

水深１５ｍ　岸壁２バース　延長７００ｍ［既定計画］IC-D、IC-C2
（うち３５０ｍ既設）
水深１４ｍ　岸壁１バース　延長３３０ｍ　［既設］IC-C1
水深１２ｍ　岸壁２バース　延長５２０ｍ
［既設の変更計画］IC2、IC3
埠頭用地　７１ｈａ（うち２２ｈａ工事中）
港湾関連用地　１０８ｈａ
交通機能用地　１４ｈａ

既定計画
水深１５ｍ　岸壁２バース　延長７００ｍ［既定計画］
（うち３５０ｍ既設）
水深１４ｍ　岸壁１バース　延長３３０ｍ［既設］
水深１１ｍ　岸壁１バース　延長１９０ｍ［既設］
水深７．５ｍ　岸壁４バース　延長５２０ｍ［既設］
埠頭用地　５４ｈａ（うち１６ｈａ工事中）
港湾関連用地　６４ｈａ
交通機能用地　９ｈａ

Ⅶ　その他重要事項

１　国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

１－１　アイランドシティ地区

水深１５ｍ　岸壁２バース　延長７００ｍ（コンテナ船用）

［既定計画］IC-D、IC-C2

（うち１バース既設）

水深１２ｍ　岸壁２バース　延長５２０ｍ

［既設の変更計画］IC2、IC3

航路・泊地　水深１２ｍ　面積　１９ｈａ　［新規計画］

泊地　水深１５ｍ　面積　２ｈａ　［既定計画］

泊地　水深１２ｍ　面積　３ｈａ　［新規計画］

臨港道路アイランドシティ３号線　４車線　［既定計画］

起点　臨港道路アイランドシティ１号線

終点　都市計画道路都市高速道路１号線

１－２　箱崎ふ頭地区

水深　９ｍ　岸壁１バース　延長２２０ｍ

［既設の変更計画］Hz7

航路・泊地　水深１２ｍ　面積　１５ｈａ　［新規計画］

泊地　水深　９ｍ　面積　３ｈａ　［新規計画］

１－３　中央ふ頭地区

水深１２ｍ　岸壁１バース　延長４５０ｍ

［既定計画の変更計画］Ch3

航路・泊地　水深１２ｍ　面積　１ｈａ　［新規計画］

泊地　水深１２ｍ　面積　４ｈａ　［新規計画］

１－４　須崎ふ頭地区

航路・泊地　水深１２ｍ　面積　１３ｈａ　［新規計画］

１－５　航路

東航路

水深１５ｍ　幅員４３０ｍ　［既定計画］

中央航路

水深１２～１５ｍ　幅員３７０～４３０ｍ

［既定計画の変更計画］

２　大規模地震対策施設計画

（１）緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

大規模地震等が発生時において、緊急物資等の輸送機能を確保するために必要な施設を次のとおり計画する。

中央ふ頭地区

水深　９ｍ　　岸壁１バース　延長３４０ｍ　　［新規計画］Ch4

（２）幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり計画する。

アイランドシティ地区

水深１５ｍ　　岸壁２バース　延長７００ｍ（コンテナ船用）

［既定計画］IC-D、IC-C2
（うち１バース既設）

箱崎ふ頭地区

水深１０ｍ　　岸壁１バース　延長２４０ｍ

［既設の変更計画］Hz6

３　港湾施設の利用

（１）物資補給等のための施設

貨物船、業務船等の待機、係留並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

箱崎ふ頭地区

物揚場　水深４ｍ　延長２１６ｍ　（既設）Hz14

中央ふ頭地区

水深７．５ｍ　延長１６０ｍ　（既設）Ch6
水深６．５ｍ　延長１６１ｍ　（既設）Ch7
物揚場　水深４ｍ　延長２３０ｍ　（既設）Ch8

須崎ふ頭地区

水深７．５ｍ　延長１３０ｍ　（既設）Su10
物揚場　水深５．５ｍ　延長２３０ｍ　（既設）Su13
物揚場　水深４ｍ　延長７１２ｍ　（既設）Su11 、Su14 、Su15
物揚場　水深２．５ｍ　延長３５７ｍ　（既設）Su12

４　利用形態の見直しを検討する区域

荒津地区、西戸崎地区の石油類取扱施設は、周辺市街地との調和や都市防災の観点からは課題があるため、石油業界の再編などの動向を見ながら、長期的な視点に立って将来のあり方を検討することとし、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」と位置付ける。

また、須崎ふ頭地区については、長期的には、天神の北側エリアの開発動向等に応じ、ふ頭基部から賑わい創出に向けた土地利用を図っていくこととし、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」と位置付ける。